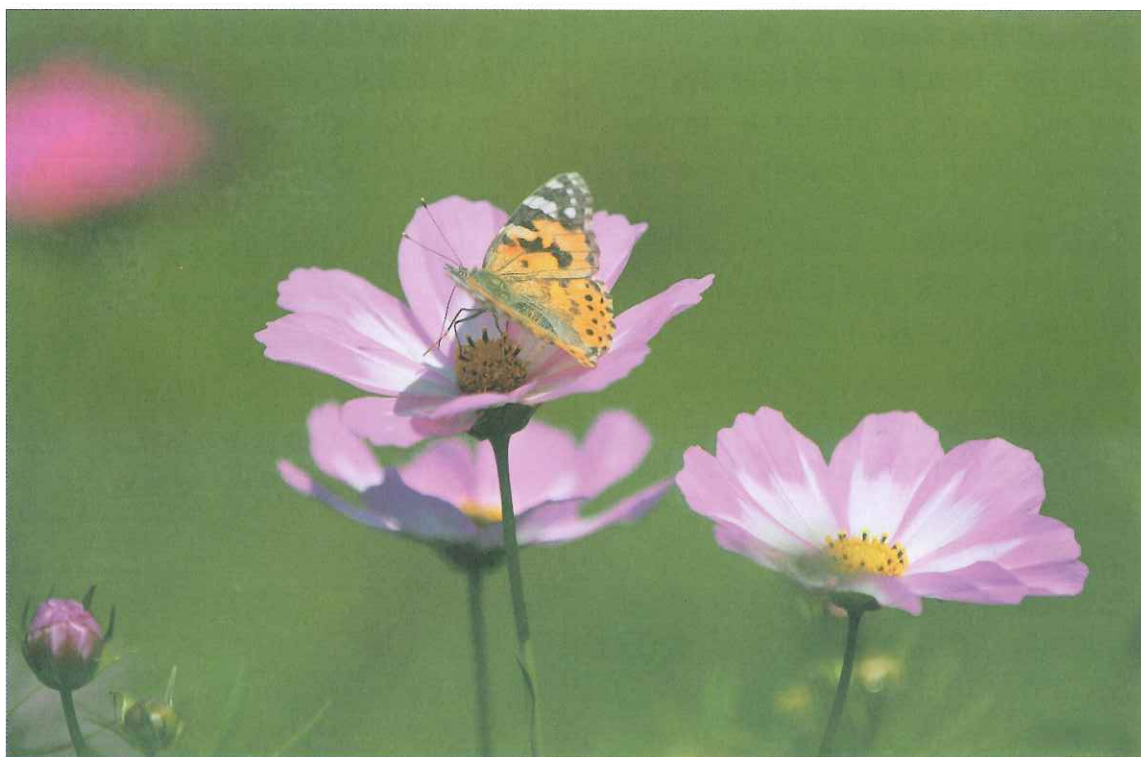


いばらき

第461号

# 雇用ニュース

2020年9月



写真提供者：ひたちなか市 櫻井 志好 氏

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## － おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 ..... 2
- ・ 事業主や被保険者・離職者の皆さまへ ..... 3
  - 失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が変わります
- ・ 茨城県最低賃金が改正されました！ ..... 3
- ・ 新規高等学校卒業予定に対する求人要請を行いました！ ..... 4
- ・ 高校生の採用を行う企業の皆さまへ「オンライン面接実施にあたってのお願い」 ..... 4
- ・ あなたの会社は大丈夫？人権に配慮した公正な採用選考ができていますか？ ..... 5
- ・ 求人企業の皆さまへ 改正職業安定法（求人不受理）について ..... 6
- ・ 受講企業募集!!生産性向上支援訓練に「ミドルシニアコース」ができました！ ..... 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 ..... 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

## 令和2年7月 有効求人倍率 1.27 倍

「県内の雇用情勢は、改善の動きが弱まっている。」

求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

### 新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 16,108 人  
前年同月比 16.6%減 8 か月連続の減少  
・フルタイム 9,677 人 前年同月比 20.1%減  
・パートタイム 6,431 人 前年同月比 10.7%減
- ② 主要産業別の増減  
増加: 教育, 学習支援業 (前年同月比 42.1%増)  
減少: 製造業 (同 30.0%減)  
宿泊業, 飲食サービス業 (同 30.0%減)  
運輸業, 郵便業 (同 29.2%減)  
サービス業 (他に分類されないもの) (同 25.6%減)  
情報通信業 (同 17.2%減)  
生活関連サービス業, 娯楽業 (同 13.7%減)  
学術研究, 専門・技術サービス業 (同 12.6%減)  
医療, 福祉 (同 10.5%減)  
建設業 (同 8.6%減)  
卸売業, 小売業 (同 1.3%減) 等

### 新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 8,453 人  
前年同月比 1.4%減 2 か月ぶりの減少  
・フルタイム 5,504 人 前年同月比 2.9%減  
・パートタイム 2,949 人 前年同月比 1.7%増
- ② 年齢別の状況 (常用求職者)  
・34 歳以下の若年者の申込状況  
2,439 人 前年同月比 4.5%減  
・60 歳以上の高齢者の申込状況  
1,902 人 前年同月比 2.0%増

### 茨城県の有効求人倍率 全国順位

茨城県 1.27 倍 前月に比べて 0.03 ポイント低下 (全国 8 番目)  
全国 1.08 倍 前月に比べて 0.03 ポイント低下

### 雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	2,472 件	前年同月比	16.2%増	8 か月連続の増加
雇用保険受給者実人員	10,998 件	前年同月比	44.0%増	11 か月連続の増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	9,430 件	前年同月比	16.7%減	2 か月ぶりの減少
資格喪失者数	9,579 件	前年同月比	11.3%減	2 か月連続の減少
うち事業主都合離職者数	542 件	前年同月比	2.7%減	2 か月ぶりの減少

(注) 雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

## 失業等給付の受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

～対象者：離職日が令和2年8月1日以降の方～

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は、以下のように変わります。

### 改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

### 改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金の支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算。

### 事業主の皆さまへ

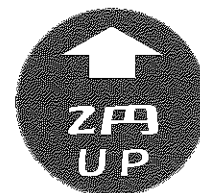
今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方に関する「離職証明書」を作成する際は、「㊟欄」と「㊠欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「㊢欄」に記載してください。

※詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせください。

## 茨城県最低賃金が改正されました！

令和2年10月1日から  
時間額

851円



年齢や性別に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。最低賃金額未満での労働契約は無効です。

※最低賃金に関する問い合わせは、茨城労働局賃金室（Tel 029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署までご連絡ください。

## 新規高等学校卒業予定者に対する 求人要請を行いました！

茨城労働局（局長 小奈健男）は6月29日（月）、茨城県教育委員会、茨城県産業戦略部と連携し、茨城県産業会議構成経済4団体（茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会）に対し、高校生を中心とした求人の要請を行いました。

近年の高校生の就職内定率は高水準が続いていますが、一方、新型コロナウイルスの影響により、高校生がこれまで応募していた産業・職種の新規求人数が大幅に減少し、高校生の就職活動が非常に厳しくなることが予想されます。このような状況の中、進路未決定の卒業生や、一時的な仕事に就く、いわゆるフリーターとならざるを得ない卒業生を生まないためにも、「高校生の求人枠の拡大」、「就職活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底」、「既卒者も含め、新規高等学校卒業生の正社員としての雇用」、「就職後の職場定着」について要請を行いました。

茨城労働局では引き続き、ハローワークを中心とした高校生、既卒者の就職支援に全力で取り組んでいきます。

### 高校生の採用を行う企業の皆さまへ

## オンライン面接実施にあたってのお願い

高校生の採用選考については、面接機会の限られている高校生に職場の雰囲気などが伝わるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意した上で、**対面での面接実施について、ご理解・ご協力をお願いします。**

学校・生徒の事情などにより、オンライン面接を実施する場合は、次の点について、学校と協議頂いた上で、ご協力をお願いします。

### 学校との連絡・調整について

学校で使用できるオンライン面接会場や通信機器には限りがあることから、「学校や生徒の個別事情に配慮して面接日を複数設定する」、「企業側で機器や面接会場を用意する」など、**学校と事前調整を行った上で、最大限柔軟な対応をお願いします。**

学校との調整にあたっては、セキュリティ上、Web会議ツールの導入が出来ないなど、学校ごとに環境が異なることや、学校の面接会場の確保や教員の対応が難しい場合もあるため、早めの確認をお願いします。

また、生徒の通信料などの経済的な負担の観点などから、自宅以外での実施として頂くとともに、面接当日の流れやトラブル時の対応についても、事前に打ち合わせをお願いします。

なお、企業側でオンライン面接会場を用意する場合にも、実際に使用するWeb会議ツールを学校にもお知らせください。

### 公正な採用選考について

オンライン面接への対応可否を採用基準としたり、対応できないことをもって、不利益な取扱いを行わないようにしてください。

また、対面での面接と同様に不適切な質問がないよう、公正な採用選考についての社内研修を実施するなど工夫して頂き、本人の適性・能力のみを採用基準とするようお願いします。

詳しくは、公正採用選考特設サイトをご覧ください。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>

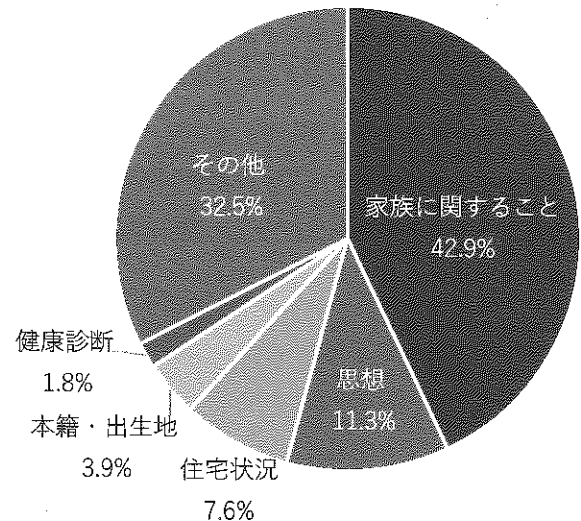


# あなたの会社は大丈夫？ 人権に配慮した公正な採用選考ができて いますか？

## 不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。



※平成30年度にハローワークで把握した938件の内訳

## 自社の採用選考における質問事項をチェックしてみましょう！

### <エントリーシート編>

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

### <採用面接編>

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関することを聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関すること、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です。

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

※詳しくは最寄りのハローワークまでお問い合わせ願います。



厚生労働省 茨城労働局 ハローワーク(公共職業安定所)

求人企業の皆さまへ

## 改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者などからの求人の申込みを受理しないことが可能**となります。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申込みを受理しないことができます。（④～⑥の要件が、改正職業安定法により追加されました。）

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**  
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **職業紹介事業者からの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

○ ハローワークは、求人の申込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めることができることとされており、職業安定法では、求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならないとされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった場合は、**求人の申込みが受理されないこととなりますので、報告にご協力ください。**
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性がある**ので、**正しい内容の報告**をお願いします。

【参考：職業安定法】

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

一～六（上記①～⑥のとおりであるため省略）

2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めすることができる。

3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

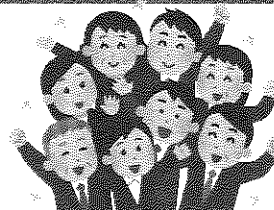
LL020330首01

# 受講企業募集！！

生産性向上支援訓練に

## 「ミドルシニアコース」ができました！

生産性向上人材育成支援センターでは、70歳までの就業機会の確保に向けた従業員教育のため、令和2年度から生産性向上支援訓練の新たなメニューとして、「ミドルシニアコース」を開始し、中高年齢層の従業員の「生涯キャリア形成」を支援しています。



ミドルシニアコースでは、“従業員のモチベーションの維持”、“後輩への技能継承”など、企業の定年延長や継続雇用等における課題の解決に効果的なカリキュラムをご用意しています。

### ミドルシニアコースの概要

○訓練で習得できる要素  
【役割の変化への対応】  
・求められる役割の理解  
・メンタリング など  
【技能・ノウハウ継承】  
・作業手順の作成方法  
・研修技法 など

○受講対象者  
45歳以上の従業員の方

○訓練日数  
概ね1～5日(6～30時間)

○受講料(1人あたり・税込)  
3,300円～6,600円

○訓練会場  
自社会議室等を訓練会場とすることが可能です  
(企業に講師を派遣します)

その他、生産管理、組織マネジメント、IoT・クラウド活用など生産性向上に効果的なカリキュラムを豊富に用意しています

お気軽にお問い合わせください

### 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部

《生産性向上人材育成支援センター》

水戸事務所 Tel 029-221-1188

ポリテクセンター茨城 Tel 0297-22-8819

～生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)は、事業主の皆様の生産性向上に向けた人材育成を支援しています～

(生産性センター紹介ページへ)



企業のための

事業主の皆様へ

## ジョブ・カード活用法

人材の採用も、社員の育成もジョブ・カード！

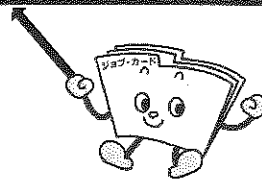
詳細はこちらをご覧ください。

ジョブ・カード制度総合サイト

検索



ぜひLINEから「友だち追加」してください！ ID @jobcard



茨城労働局 訓練室

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
31年4月	18,568	3,985	14,583	11,109	3,097	3,058	54,050	36,534	3,184	6,468
元 年 5	18,892	4,153	14,506	9,208	2,680	2,111	52,816	36,500	2,905	7,275
6	17,835	4,224	13,384	8,050	2,402	1,738	52,484	35,117	2,929	7,184
7	19,321	4,150	14,985	8,569	2,554	1,865	53,178	34,741	2,767	7,635
8	19,726	3,923	15,554	7,826	2,523	1,519	54,365	34,106	2,396	7,646
9	18,394	4,063	14,135	8,356	2,548	1,630	54,787	34,373	2,715	7,498
10	21,340	4,415	16,697	8,651	2,641	1,902	56,124	34,698	2,893	7,555
11	19,366	3,639	15,559	7,102	2,147	1,488	55,613	33,223	2,571	7,603
12	17,315	3,458	13,706	6,241	1,839	1,334	54,907	30,840	2,240	7,738
2年1月	20,214	3,716	16,326	9,100	2,568	2,084	54,456	31,923	1,980	7,992
2	20,054	3,314	16,606	9,188	2,515	2,114	55,797	34,282	2,424	7,259
3	17,404	3,403	13,871	9,202	2,545	2,272	54,977	36,297	3,884	7,477
2年4月	14,325	3,120	11,059	9,557	2,329	2,789	46,346	35,423	2,449	7,063
5	14,935	2,984	11,789	7,458	1,977	2,064	42,310	34,260	1,684	8,090
6	15,729	3,182	12,273	9,488	2,661	2,114	42,687	35,971	2,320	10,183
7	16,108	3,266	12,662	8,453	2,439	1,902	44,245	36,893	2,267	10,998
8										
9										
10										
11										
12										
3年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 6.5	▲ 6.2	▲ 3.8	▲ 0.9	166	2.4
元年度月平均	2.23	2.42	1.58	1.62	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.4	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.4
31年4月	2.21	2.44	1.60	1.63	▲ 4.8	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 7.8	10.7	6.6	176	2.4
元 年 5	2.34	2.40	1.62	1.62	4.2	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 11.5	▲ 11.5	▲ 1.2	▲ 0.3	165	2.4
6	2.23	2.38	1.63	1.61	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 2.3	▲ 7.2	▲ 7.9	1.3	2.1	162	2.3
7	2.20	2.37	1.61	1.59	▲ 3.8	2.5	1.6	6.5	▲ 3.2	▲ 0.1	0.8	2.1	156	2.3
8	2.29	2.43	1.62	1.59	3.2	▲ 5.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 2.5	4.4	157	2.3
9	2.21	2.35	1.59	1.58	▲ 4.2	▲ 1.5	1.6	7.2	▲ 2.4	▲ 0.6	2.7	4.4	168	2.4
10	2.32	2.43	1.62	1.58	▲ 2.9	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 7.6	▲ 8.3	▲ 8.0	0.6	0.2	164	2.4
11	2.34	2.38	1.61	1.57	0.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 5.4	▲ 6.8	▲ 10.0	7.3	1.5	151	2.2
12	2.22	2.44	1.60	1.57	▲ 2.0	2.1	3.7	4.0	▲ 8.8	▲ 5.6	16.8	8.1	145	2.2
2年1月	2.12	2.04	1.56	1.49	▲ 9.6	▲ 16.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 12.1	▲ 13.8	18.5	6.2	159	2.4
2	2.15	2.22	1.51	1.45	▲ 4.6	▲ 13.5	▲ 0.6	▲ 6.2	▲ 11.3	▲ 15.6	10.4	3.6	159	2.4
3	2.15	2.26	1.47	1.39	▲ 6.2	▲ 12.1	▲ 1.0	▲ 3.0	6.5	▲ 8.6	15.9	6.7	176	2.5
2年4月	1.96	1.85	1.41	1.32	▲ 22.9	▲ 31.9	▲ 14.0	▲ 10.2	▲ 23.1	▲ 26.9	9.2	1.0	189	2.6
5	2.14	1.88	1.36	1.20	▲ 20.9	▲ 32.1	▲ 19.0	▲ 14.5	▲ 42.0	▲ 40.7	11.2	3.0	198	2.9
6	1.75	1.72	1.30	1.11	▲ 11.8	▲ 18.3	17.9	16.5	▲ 20.8	▲ 20.2	41.7	25.8	195	2.8
7	1.86	1.72	1.27	1.08	▲ 16.6	▲ 28.6	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 20.9	44.0	27.6	197	2.9
8														
9														
10														
11														
12														
3年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 5. 令和元年12月以前の季調値は季節調整値替により改訂されている。